

(1) 報告事項 ア 生活排水処理基本構想見直しに対するご意見（資料アに対するご意見）				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
広城会長	有	<p>(1) 5, 6 ページの整備面積を示す単位がヘクタールである理由を教えてください。</p> <p>(2) 6 ページの合併処理浄化槽処理人口が平成28年度から令和4年度にかけて約17,000人減少していますが、この急激な減少理由を教えてください。</p> <p>(3) 8 ページのイは「下表」ではなく「下図」ではないでしょうか。</p> <p>(4) 18 ページにウォーターPPPの説明が示されていますが、PPPは何の頭文字を表すのか説明を加えてはどうでしょうか。</p>	5, 6, 8, 18	<p>(1) 下水道事業の統計、国・県への申請などで使用する単位に合わせ、ヘクタールで記載をしているものです。</p> <p>(2) 下水道整備が進むことで、合併処理浄化槽処理人口が減ったものです。</p> <p>(3) ご指摘のとおり、修正いたします。</p> <p>(4) ご指摘のとおり、説明を追加いたします。</p>
香月副会長	有	<p>(1) 市民の公平性の観点から「市町村設置型浄化槽」を「個人設置型浄化槽」の制度に統一することは賛成であります。自身の立場としては、市には「市町村設置型浄化槽」の対象地域の方々の理解と円滑な制度のために、実現可能なロードマップを作成して、対象地域の方々の不安を少しでも緩和できるように努めていただきたいと思います。</p>		<p>(1) 【改定】案のとおり、合併処理浄化槽事業の完了目標年度を令和15年度と定め、補助制度の拡充および広報等による情報発信に努め、3手法（公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業）により汚水処理人口普及率100%を目指します。</p>

(1) 報告事項 ア 生活排水処理基本構想見直しに対するご意見（資料アに対するご意見）				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
本松委員	有	<p>(1) 生活排水処理基本構想見直しに賛成です。市民の方のご理解を頂けるように、判り易くまとめられていると思います。経営状況の安定化を計る為、農業集落排水の、公共下水道への統合や合併処理浄化槽への早期転換を進めて貰いたいと考えます。</p>		(1) 【改定】案のとおり、進めてまいります。
齊藤委員	有	<p>(1) 久留米市生活排水処理基本構想を平成20年に策定した当初よりも、人口減少が見込まれること等から、再度費用比較を行い、それに伴い基本構想における計画の見直しを行うことは妥当な判断だと考えます。また合併処理浄化槽事業においても、財政面のみならず、多様な暮らし方への変化、空き家等の問題など、市町村設置型（集団）への処理よりも個人設置による処理の方が、生活排水処理に対応できると思います。そのため「市町村設置型浄化槽」を「個人設置型浄化槽」へ統一を図ることは早期に行うことが必要と考えます。</p>		(1) 【改定】案のとおり、進めてまいります。

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 ア 生活排水処理基本構想見直しに対するご意見（資料アに対するご意見）				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
西野委員	有	<p>(1) 農業集落排水事業の経費回収率についての計算方法を教えて下さい。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽かつ公共下水道へ接続する際の費用を教えて下さい。また、新築家屋の際、汲み取り単独浄化槽及び合併処理浄化槽しか設置できない地区は公共下水道が整備されていないための結果だと考えますが、下水道布設の進捗状況も教えて下さい。</p> <p>(3) 公共下水道を新しく布設するにあたって、何らかの市民負担はあるのでしょうか。</p>		<p>(1) 使用料収入から汚水処理費を除いて、100を乗じた数値となります。</p> <p>(2) 整備時の個人負担の必要経費として、合併処理浄化槽は90万円、公共下水道へ接続する場合は40万円と試算しています。公共下水道の普及率は令和4年度末において87.6%となっています。</p> <p>(3) 下水道供用開始後に土地の面積に応じて、一度限り受益者負担金を負担いただいています。</p>
倉八委員	無	—		—
権藤委員	無	—		—
堀田委員	有	<p>(1) 18ページ公共下水道事業について。財源確保については「交付金等の財源確保が必要」で下水道使用料の値上げについて記載されていません。きちんと情報を市民にだすべきです。</p>	18	<p>下水道使用料の値上げは、本構想ではなく「久留米市上下水道事業経営戦略」において、審議会や市議会と十分検討を行い、市民のみなさまへの情報発信に努めていきたいと考えています。</p>
清水委員	無	—		—
原アドバイザー	無	—		—
三宅アドバイザー	無	—		—

(1) 報告事項 イ (経営戦略) 令和5年度の事業の進捗状況について【資料①-1、2 ②-1、2】に関するご意見				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
広城会長	有	<p>(1) 資料①-1の1ページについて、各年度の実績と何を比較しているのかが分かりづらいため、上段を「計画目標」「達成目標」という文言を追記すべきだと思います。</p> <p>(2) 資料②-2の14ページ下欄の使用エネルギー削減量について、令和4年度の実績値から大幅に数値が上がっています。二桁違いも上がっているため、削減量の目標設定値について疑問を感じます。</p>	資料①-1の1,14	<p>(1) ご指摘の通り、各施策に「計画目標」という文言を追記し、実績と比較しやすい資料に修正いたします。</p> <p>(2) 経営戦略策定時においては、エネルギーの削減目標を「年平均0.1%以上」と設定しており、目標値は、年間消費電力量(kWh)に削減目標率0.1%を乗じた値としていました。実績値については、近年導入した省エネ機器等の効果により実際に削減出来た数値を採用したため、目標値との間で二桁以上の開きが出ています。(想定より大きな省エネ効果が出たこととなります)以上の理由を注記として欄外に記載いたします。 なお、今後につきましては、進捗状況をより明確にするため、中期改定を以て目標値をエネルギー削減量そのものではなく、削減率に変更いたします。</p>
香月副会長	無	—		—
本松委員	有	<p>(1) 資料②-2の経営戦略事業別評価について、総合評価Bにつきましては、今後も啓発活動にて市民の方にご理解を頂きまして、取り組んで貰えればと思います。</p>		<p>(1) 総合評価Bにつきましては、取組みの未実施、または取組指標が未達であった等の原因を正確に分析し、適切な対策を講じる必要があります。これら分析や対策を進めるとともに、市民の理解促進に努めながら、中期以降も施策に取り組んでまいります。</p>

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 イ (経営戦略) 令和5年度の事業の進捗状況について【資料①-1、2 ②-1、2】に関するご意見				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
齊藤委員	有	(1) 目標値の妥当性が不明です。中長期計画から見て、どの位置に設定されているのか等の見える化も検討すべきだと考えます。特に、コントロール可能な整備等の計画においては、目標値の妥当性が見える化することは必須ではないでしょうか。特に、予算等の関係から目標値を低く設定せざるを得ない場合などは、計画の変更や料金改定について検討すべきだと考えます。そのため「目標値が達成できている=計画通りに進捗している」という状況にしておくべきと言えます。		(1) 妥当性のある目標値とは、単純に実現可能な値を目標値として設定するのではなく、過去や将来のデータや、その時点での経営状況、現場の声、社会情勢等を踏まえながら、経営を持続していくための適切な値を立てる必要があると考えます。策定時における目標値と現時点での実績が乖離しているパターンが見られることから、現在、経営戦略の中期改定作業の中で、一定の施策において妥当性を有する目標値の変更を検討しているところです。また、ご指摘にありました通り、予算等が関わる場合の目標につきましては、計画そのものの見直しを図る等検討してまいりたいと思います。
西野委員	有	(1) 資料①-1、①-2の11ページ「管路のループ化の検討」のR5実績は、目標値を上回っているのに評価が「×」なのは何故でしょうか。 (2) 資料②-2、21ページの経営戦略事業評価において、経費回収率の実績が99.5%となっているので、ストックマネジメント計画の見直しが必要かと考えます。	資料①-1、 ①-2の11、 資料②-2の 21	(1) ご指摘の通り、令和5年度は整備を行っていませんので実績値は26.7%となり、評価を「×」と修正いたします。 なお、配水本管ループ化事業につきましては、令和4年度において、小森野・宮ノ陣地区ループ化が事業対象から外れたことにより、全体計画延長が9.89kmから6.94kmへ減少しています。取組指標の整備進捗率につきましては、中期改定において計画延長の減少分を反映させることにより、値を変更したいと考えております。 (2) スtockマネジメント計画は令和3年度から7年度を第1期実施計画と定めております。計画に基づいて管路や施設の長寿命化対策に取り組み、経費回収率の向上を図っているところです。計画そのものにつきましても必要時に検証や見直しの検討を進めてまいります。
倉八委員	無	—		—
権藤委員	無	—		—

(1) 報告事項 イ (経営戦略) 令和5年度の事業の進捗状況について【資料①-1、2 ②-1、2】に関するご意見				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
堀田委員	無	—		—
清水委員	無	—		—
原アドバイザー	有	<p>(1) 資料①-1、①-2の11ページ「管路のループ化の検討」のR5実績は、目標値を上回っているのに評価が「×」なのは何故でしょうか。またR5は管路整備は行っていないとのことですが、前年度から進捗しているのは何故でしょうか。</p> <p>(2) 資料①-2の10ページ、ビニル製配水管更新率の個別評価は「a」、数値の評価は「×」で、総合評価は「A」となっていますが、何故でしょうか。また、評価でR12年度までの更新率47.8%を目標に、今後も継続して更新を行っていくと記載されていますが、中期改定の目標値は36.5%に見直されていますが、記載の整合を図らなくてよいのでしょうか。</p>	資料①-1の10、資料①-2の10,11	<p>(1) ご指摘の通り、令和5年度は整備を行っていませんので実績値は26.7%となり、評価を「×」と修正いたします。</p> <p>なお、配水本管ループ化事業につきましては、令和4年度において、小森野・宮ノ陣地区ループ化が事業対象から外れたことにより、全体計画延長が9.89kmから6.94kmへ減少しています。</p> <p>取組指標の整備進捗率につきましては、中期改定の段階において、計画延長の減少分を反映させることにより、値を変更したいと考えており、中期改定内容の検討に際しては、令和6年度の整備を見込んでいたところですが、その後の国土交通省との協議により、令和6年度も整備を行わずに令和7年度からの予定となったため、令和6年度の取組指標を38.0%に変更しております。</p> <p>(2) ご指摘の通り、ビニル製配水管更新率の個別評価はa、数値評価は×であり、総合評価Bとすべき箇所を誤ってAと表記していましたので、修正いたします。また、資料①-2で掲げている令和12年度の目標値47.8%は策定時(現時点)の値であり、資料⑥中期改定の目標値は、資材や労務単価が上昇している影響等で事業の進捗が若干遅れている状況を踏まえ、36.5%へ変更しております。</p>
三宅アドバイザー	無	—		—

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 ウ(経営戦略) 令和6年度の予算及び事業の概要について□【資料③、④】に関する意見 □				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
広城会長	有	(1) 表は上、図は下に表記をお願いします。		(1) ご指摘の通り、修正いたします。
香月副会長	有	<p>(1) 資料③1ページ水道事業の令和5年度予算と令和6年度予算を比較したところ、収益は87,000千円の増加に対し、費用は22,000千円の減少となっております。収益は増えたのに、なぜ費用が減少見込みなのか、その説明をしておく箇所があってよいかと考えます。</p> <p>(2) 資料④1ページ下水道事業の令和5年度予算と令和6年度予算を比較したところ、収益は170,000千円の増加に対し、費用が362,000千円の増加となっております。収益以上の費用増加がなぜ生じたのか、その説明をしておく箇所があってよいかと考えます。</p>	資料③1 資料④1	<p>(1) (収益の分析) 収益のうち、水道料金について、令和6年度が令和5年度比で36,427千円の増となる理由は、令和5年度に新型コロナウイルス5類移行による各種規制の緩和に伴い、企業が利用する口径25～75mmでの水量増加によるものです。また、県事業となるJR久大本線既設管廃止工事に伴う負担金が52,000千円生じています。</p> <p>(費用の分析) 職員の定年制度延長に伴い、退職給付引当金の算定方法の変更(▲80,000千円)、また燃料費調整額を見直したことで、動力費の大幅な減少(▲25,000千円)が費用減少の主な要因です。以上の内容を資料③に追記いたします。</p> <p>(2) (収益の分析) 下水道使用料金について、令和6年度が令和5年度比で36,057千円の増となる理由も、水道料金と同様の理由になります。また、国庫補助金がW-PPP導入検討等により63,200千円増加および県事業となる久留米駅南町線工事に伴う下水道管移設の負担金が84,000千円生じていることが主な要因です。</p> <p>(費用の分析) 雨水事業における御幣島公園貯留池、久留米大学貯留池の令和6年度供用開始に伴う減価償却費の開始が主な要因です。また償還利息については、これまで低金利であった企業債が利率見直しの影響を受けて償還利息の上昇等も見込まれています。以上の内容を資料④に追記いたします。</p>

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 ウ(経営戦略) 令和6年度の予算及び事業の概要について□【資料③、④】に関する意見 □				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
本松委員	有	(1) 資料③・④共に主な取組事業について、画像付きで分かりやすいと感じました。 なぜその事業をしないといけないかの必要性の理由も述べられたら、読み手にとって更に内容の理解も進むのではないかと思います。 (例えば鉛製給水管の更新では、無鉛化をしないといけない理由について等)		(1) 資料③資料④それぞれの取組紹介の箇所に、事業が必要とされる理由を追記いたします。
齊藤委員	有	(1) 水道・下水道ともに、経常収支比率の望ましい方向性は \nearrow となっている一方で、令和12年度には現在よりも \searrow と示されてます。経営指標として経常収支比率は悪化していくと見えるため、そうではないことの説明はどこかでされているのでしょうか。されていなければ、本編には加筆したほうがいいと思います。 (2) 水道においては、先端技術の活用による老朽管調査、下水道においては浸水対策の強化等については、住民の関心も高いと思われるため、しっかりとPRもしていただきたいと考えます。		(1) 中期改定を以て設定する経常収支比率の目標値については、現在検証中でございます。(なお、令和12年度の値においては、令和5年度の見込み値と同等以上を示すべきと考えております) (2) ご意見の通り、先端技術の活用や浸水対策の強化は市民の関心が多く寄せられるものと考えております。まずは広報、情報共有することを目的とし、事例紹介や事業の進捗状況等を積極的に広く市民へ情報をPRいたします。
西野委員	無	—		—

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 ウ(経営戦略) 令和6年度の予算及び事業の概要について□【資料③、④】に関する意見□				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
倉八委員	有	<p>(1) 資料③の令和6年度の主な取組事業(水道事業)について、新規として人工衛星を活用した管路漏水リスク評価は、最新技術を活用した事業として今後もぜひ推進していただきたいと思ひます。</p> <p>(2) 資料④の令和6年度の主な取組事業(下水道事業)について、近年は豪雨災害が頻発していることもあり、各所への浸水対策は積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。</p>	資料③5 資料④ 3, 4	<p>(1) 漏水量の削減は有収率の向上、浄水・配水に伴うエネルギーの削減等につながることから、最新技術を大いに活用し、効率的、効果的な漏水の早期発見を図ってまいります。</p> <p>(2) 近年頻発している豪雨災害を受け、被害の軽減を図るために国や県と連携しながら令和2年から浸水対策施設の整備などを実施しているところです。令和6年度も各流域に対策工事等を実施し、引き続き浸水対策に取り組んでまいります。</p>
権藤委員	無	—		—
堀田委員	有	<p>(1) 資料④7ページ、ウォーターPPPの導入について。下水道事業は雨水を除いて、使用料と補助金等で成り立っています。そのため、やむを得ないと考えますが、公共性の高いものといえます。ウォーターPPPを導入するにあたり、どのような事業がなじむのか、また市民の安心につなげていくためにはどうすべきなのか検討をお願いします。</p> <p>水道事業は特に安全・安心を基本とするものであり、安価で安全な水を、1年365日、1秒たりとも絶やすことのないように事業を運営してこられました。ただし、コンセッション方式が推進されるとどうしても利益追求という形になってしまいます。フランスのパリ市は水道事業を民営化後、水道料金が2.25倍に高騰し、結局民営から再公営化をしています。パリ市のような水道事業の民営化の失敗は世界で235例も達しています。管理・運営権を民間に譲渡したために、市民の生活や命にかかわる大変な事態が生じています。久留米市においても令和14年度には経常収益は赤字に転じる見通しがでているため、赤字を回避するための対策が求められていると思ひます。</p>		<p>(1) 下水道事業におけるウォーターPPPの導入の検討にあたっては、民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用により、さらなる効率的・効果的なインフラ整備・運営を目指すことはもちろん、長期に安全・安心できる運営につなげるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また水道事業でも安定的な経営を維持していくために、官民連携を活用することで効率的・効果的な運営を目指す必要があると考えております。水道事業の今後につきましては、本市の実状に応じた最適な手法を検討してまいります。</p>

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 ウ(経営戦略) 令和6年度の予算及び事業の概要について□【資料③、④】に関する意見) □				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
清水委員	無	—		—
原アドバイザー	無	—		—
三宅アドバイザー	無	—		—

(1) 報告事項 エ 経営戦略中期改定(本編)最終案について(【資料⑤】に関する意見) □				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
広城会長	有	(1) 表は上、図は下に表記をお願いします。		(1) ご指摘の通り、修正いたします。
香月副会長	有	<p>(1) 資料⑤36ページについて、借入率の見直しにより、企業債残高が大幅の減少しているとありますが、この内容について説明をしっかりと行うことが必要と考えます。</p> <p>(2) 資料⑤77ページについて、経営改善がなされていることは伝わるとは思いますが、令和8年以後に経常的な資金不足が生じることについて、結果予測のみの記載でそれに対する市の考え方が伝わってきません。今後の対応方針など、一定の指針を示すことも検討すべきではないでしょうか。</p>	36, 77	<p>(1) 企業債残高については、経営戦略の策定時において、将来の浄水施設等の大規模更新等に備えて、内部留保資金を保持しておく目的で、資金調達を企業債を中心に行うことを予定としていました。しかし経営戦略の中期改定を以て、広域化の検討状況を踏まえながら施設などの更新を検討していくという方向性に改めたため、一旦借入率を80%から50%に変更しています。ただし、今後の企業債の活用方針については、経営状況を踏まえて検討してまいります。以上の考え方を資料に説明を追記いたします。</p> <p>(2) 資金不足の対応については、下水道使用料を10%の改定を実施してもなお、令和9年度以降に内部留保資金の不足が生じる見込みです。そのため、使用料改定後の経営状況を検証しつつ、引き続き経営改善に努める必要があります。また他会計や資本費平準化債による資金調達も含め、定期的な下水道使用料のあり方を検討してまいります。以上の考え方を資料に説明を追記いたします。</p>
本松委員	無	—		—

(1) 報告事項 エ 経営戦略中期改定(本編)最終案について(【資料⑤】に関する意見) □				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
齊藤委員	有	<p>(1) 下水道使用料の改定については、記載されている内容は理解できるものとなっています。改定を先送りすればするほど、将来の住民への負担が大きくなってしまいう状況は見過ごすわけにはいかないため、これらの使用料改定は早期に実施されることが望まれます。</p> <p>また下水道が普及して一定程度の年数が経過したことから、下水道事業の目的が「普及」から「持続可能」へと変化しています。現状の久留米市の下水道事業の経営状況、利用者の構成等を考慮すれば、小口使用者へは負担を少なく、大口使用者への負担を多くするといった逡増性は緩和されるような料金体系へと変更すべきだと考えます。</p>		<p>(1) ご意見の通り、下水道事業の目的は「普及」から「持続可能」へと変化している中、久留米市の下水道事業のサービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、適正な使用料収入を以て自律的な経営を目指す必要があります。</p> <p>久留米市のあるべき使用料体系としては、負担の公平性と経営の安定化を図るために基本水量の廃止、逡増制の緩和、そして人口減を見据えて基本使用料での収益確保を考えております。</p>
西野委員	有	<p>(1) 北野地域は久留米市ではなく三井水道企業団の給水区域であり、久留米市の給水区域との水道料金が異なるため、同じ市内でも料金に差があるのは統一した方が良く考えます。</p>	11	<p>(1) 平成17年2月の合併以降、現在も北野地域は三井水道企業団の給水区域となっていることについては課題と認識しております。</p> <p>今後も令和4年度に策定された「福岡県水道広域化推進プラン」に基づき、事業統合の可能性を含めてどのように検討を進めていくか、他事業体と協議、調整を行ってまいります。</p>
倉八委員	有	<p>(1) 今後の将来予測や課題で示されている通り、人口減少は間違いなく到来するので、人口減少社会に即した対応が必要になってくると思います。また飲食業界では、人件費・材料費等の高騰が昨今から続いており、厳しい中でも利益を確保するためにサービスの工夫等、鋭意努力しながら経営をしている状況です。資料⑤に示されている下水道使用料の改定については、料飲業の立場としては抵抗を感じるところですが、下水道は生活に欠かせないインフラでもあることから、一定の改定はやむを得ないと考えます。</p>		<p>(1) 料飲業を始めとする多くの業種において、物価上昇にともなう原材料費等の高騰の影響は多大であると認識しております。久留米市では、生活に欠かせない下水道事業の安定的な経営を図り、安全で快適なサービスを持続的に提供するため、市民生活や経済状況の影響を見極めつつ下水道使用料の見直しを図っているところです。引き続き皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 エ 経営戦略中期改定(本編)最終案について(【資料⑤】に関する意見) □				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
権藤委員	無	—		—
堀田委員	有	<p>(1) 下水道使用料の適正なあり方について。 久留米市の使用料のうち、従量使用料は逡増型になっていますが、今回、逡増度を緩和することが示されています。現在5,000m³の使用水量の福岡県内の平均差は39%、類似団体平均差は20%となっています。逡増性の緩和効果はこの平均差を縮める程度であり、市民に対してそれ以上の説明ができません。この物価高で家計は悲鳴をあげている状況です。市民の持つ不満の声は大きいものです。</p>		<p>(1) ご指摘の通り、久留米市の逡増率は福岡県内や類似団体の平均と比べて高い値を示しています。今後持続的に安定してサービスを提供していくために、少数の大口使用者の負担割合を多くするより、他事業体より逡増度の高い逡増制を緩和し、広く負担を求めて経営的安定を図ることが望ましいため「逡増緩和型」を検討しております。 下水道使用料の改定につきましては、物価高騰の状況下で市民の皆様に対しご負担をおかけすることは重々承知しておりますが、下水道事業の経営安定化と事業の持続を図るため、皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
清水委員	無	—		—
原アドバイザー	無	—		—
三宅アドバイザー	無	—		—

(1) 報告事項 オ 経営戦略中期改定(別冊)最終案について(【資料⑥】に関する意見)				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
広城会長	無	—		—
香月副会長	無	—		—
本松委員	有	(1) 財政の健全化に向けて、広域化・共同化の検討や、不明水対策等、その他の項目を含めて、市民の方のご理解や認知がなければ進めていけない取組みだと考えられるので、啓発活動に努めて頂ければと思います。		(1) 事業を実施するにあたり、市民の皆様のご理解は欠かせないものと認識しております。今後につきましても、市民の理解促進を図るために事業の進捗状況、経営状況を丁寧に発信してまいります。
齊藤委員	有	(1) まえがきに記載されると思いますが、本編と別冊の位置関係については言及していただきたいと考えます。		(1) 本編と別冊の位置関係を分かりやすく示すため、水道事業、下水道事業ともに経営理念を踏まえ、事業目標に掲げる施策及び取組みを示すという旨を別冊のまえがきとして記載いたします。
西野委員	有	(1) 28ページの水道事業の見える化の推進について。施設見学や出前講座を多数開催し、「水を皆さんの元へ届けるため」どのような過程を経ているか、そのために費用がどのくらい必要なのか、水の大切さを伝えるために子ども達だけではなく市民講座等を開催してみたいか。	28	(1) 現在も水の大切さをPRすることを目的に、小学生向けの施設見学会や出前講座を実施しております。今後も効果的な広報手段を活用して、様々な世代に対して広くPRに努めてまいります。
倉八委員	無	—		—
権藤委員	無	—		—

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

(1) 報告事項 才 経営戦略中期改定(別冊)最終案について(【資料⑥】に関する意見)				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
堀田委員	無	—		—
清水委員	無	—		—
原アドバイザー	有	(1) 14ページの現状と課題に、県の広域化の動向を踏まえながらとの記載がありますが、北野地域に関する広域化の検討は、営業系業務の共同化について協議検討していく方向で関係者間の了承をいただいたところであり、配水本管のループ化の検討には、直接的な影響はないものと考えております。	14	(1) 北野地域に関する広域化において営業系業務の共同化に関する検討が行われているところですが、事業統合等の将来的な広域化の形態によっては北野ルート計画への影響が想定されることから、最終案のとおり記載しているものでございます。 なお、国の要請に基づき福岡県水道広域化推進プランを県で策定されていることから「福岡県において進められている広域化の動向」と表記していましたが、配水本管ループ化の計画に関連する内容は「広域化の動向」であることから、『福岡県において進められる』という部分を削除する方向で検討したいと考えております。
三宅アドバイザー	無	—		—

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

全体を通して意見・質問等				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
広城会長	有	(1) 表は上、図は下に表記をお願いします。		(1) ご指摘の通り、修正いたします。
香月副会長	無	—		—
本松委員	有	(1) 長期的スパンで見ると、水道事業、下水道事業とも経営的に厳しい予測になってます。万が一に事業が経営破綻してしまい、民営化となると一番困るのは市民の皆さんになります。経営改善に向けて市民の皆さんへのご理解を得られる様に、より一層の啓発活動を進めて頂ければと思います。		(1) ご指摘の通り、今後の予測において水道、下水道事業ともに、経常損益の赤字転落や資金不足が近い将来に見込まれている状況です。安全で安定的な上下水道サービスを提供しつづけていくために、一層の経営改善に取り組むとともに、市民の皆様に対して積極的な啓発活動に努めてまいります。
齊藤委員	有	(1) 水道事業について。基幹管路等については重点化した対応が必要ですが、その他の管路については事後保全の方向性も検討すべきではないでしょうか。また、水道、下水道事業ともにお金があっても人材等の点で事業実施が困難になることは容易に予想できます。 (2) 下水道事業について、汚水整備から雨水対策のウエイトが高まっています。今後の課題への対応は、人員、人材の確保とともに計画の見直しを定期的に行うべきだと考えます。		(1) ご意見の通り、基幹管路以外の管路については事後保全対応の方向性も重要であると考えます。 基幹管路以外の管路につきましては、現在、本市における配水管漏水の約7割が老朽化したビニル製配水管で発生している状況であることから、その漏水発生時の被害が甚大になりやすい口径φ75mm～φ150mmのものを対象に策定しているビニル製配水管更新計画に基づき更新を行なっています。当該計画対象外の管路につきましては、事後保全による対応を行っている状況です。 近い将来技術を有する人材の不足も見込まれることから、事後保全の手段、手法も必要に応じて検証し、効率化を進めてまいります。 (2) ご指摘のとおり、今後の課題への対応としましては、人員、人材の確保を含め事業にかかる計画の見直しを定期的に行っていきます。

第8回久留米市上下水道事業運営審議会 意見と対応方針

全体を通して意見・質問等				
委員・アドバイザー	意見の有無	意見の内容	該当ページ	対応方針
西野委員	有	(1) 組織について。研修も必要ですが、人事異動によるロスも大きいと思います。技術力の必要となる部署では業務の共有化等を考慮して下さい。		(1) 通常の研修実施に加えて、業務の共有化や、技術継承等、積極的な人材育成に努めてまいります。
倉八委員	有	(1) 能登地震の発生で宴会の自粛が発生する等、料飲業界の受ける社会からの影響は多大なものとなっています。今後、上下水道事業に関する見直しを行う際は、各業界の状況を考慮しながら取り組んでほしいと考えます。		(1) 今後も、その時点での経営状況に応じて、各業界のおかれている状況も踏まえながら、見直しを進めてまいります。
権藤委員	有	(1) 水道事業において、人口減少に伴い水量も減っている中、世帯数（給水戸数）が増えた分、給水収益のアップが見込まれています。今後は更なる人口減少により収益が減少することが予測されると思うので、引続き対策が必要だと考えます。		(1) 水道事業では、人口減に伴う水需要の低下が収益減少に繋がると想定していますが、一方で近年、世帯数の増加が続いており、給水戸数においても同様の傾向がございます。そのため、経営戦略の策定時に見込んだ給水収益の減少は、現在あまり見られず、横ばい傾向の「踊り場」が続いている状況です。 長期的には人口減少の影響は避けられないと見込んでおりますが、有収率や料金収入の向上に繋がる新たな手段を活用しながら、収益確保の取組みを進めていきます。
堀田委員	無	—		—
清水委員	有	(1) 資料①-1の19、21ページや資料②-2の22、23ページに記載されている「見える化」や「分かりやすい広報」をより充実してもらいたいと考えます。		(1) 事業を進めていくうえで、市民の皆様の理解が不可欠であると認識しています。今後も引き続き市民の皆様への理解促進と上下水道のイメージアップのため、広報の充実に努めてまいります。 特に下水道使用料改定にあたっては、広報誌の臨時号発刊、デジタルサイネージへの掲載やポスターの掲示など、新たな広報手法についても検討を進めてまいります。
原アドバイザー	無	—		—
三宅アドバイザー	無	—		—